

暗号資産取引説明書  
新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="495 405 768 483">暗号資産取引説明書 (契約締結前交付書面)</p> <p data-bbox="174 501 250 531">(省略)</p> <p data-bbox="163 598 658 676">I. 本取引のリスク等重要事項について (省略)</p> <p data-bbox="163 743 573 869">II. 暗号資産取引におけるリスク 1～11 (省略)</p> <p data-bbox="156 936 461 967">12. スリッページリスク</p> <p data-bbox="156 984 1093 1353">お客様が本取引において注文を行う場合、当社が提示する最終提示価格（後記「IV. 6. 最終提示価格の提示」で定義します。）と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります（当該差を、以下「スリッページ」といいます。）。スリッページは、当社がカバー先から価格を取得して<u>から</u>お客様に最終提示価格として提示するまでに要する時間、及びその後のお客様から注文を受け付けて約定処理が完了するまでに要する時間等の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。</p>	<p data-bbox="1471 405 1744 483">暗号資産取引説明書 (契約締結前交付書面)</p> <p data-bbox="1144 501 1220 531">(省略)</p> <p data-bbox="1133 598 1628 676">I. 本取引のリスク等重要事項について (省略)</p> <p data-bbox="1133 743 1545 869">II. 暗号資産取引におけるリスク 1～11 (省略)</p> <p data-bbox="1126 936 1431 967">12. スリッページリスク</p> <p data-bbox="1126 984 2063 1353">お客様が本取引において注文を行う場合、当社が提示する最終提示価格（後記「IV. 6. 最終提示価格等の提示」で定義します。）と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります（当該差を、以下「スリッページ」といいます。）。スリッページは、当社がカバー先から<u>取引</u>価格を取得して<u>これ</u>をお客様に最終提示価格として提示するまでに要する時間、及びその後のお客様から注文を受け付けて約定処理が完了するまでに要する時間等の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。</p>

13～14.  
(省略)

### Ⅲ. 本取引の概要

#### 1. 取引に関する事項

取引形態	当社とおお客様との間の店頭取引による取扱暗号資産の売買
取扱暗号資産	ビットコイン (BTC)、イーサリアム (ETH) ※暗号資産の詳細は別紙「取扱暗号資産概要書」をご確認ください。
取引価格の決定方法	<u>複数のカバー先から取得した価格をもとに、当社で生成した独自の価格</u> を当社の取引価格とします。
取引時間 (日本時間)	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日(振替休日を含む)、年末年始(12月31日～1月3日)を除く) ※必要に応じて取引時間を臨時に変更する場合があります。
金銭及び暗号資産の預託	お客様は当社に対し、本取引に係るご注文の都度、当該注文に先立ち、本取引に必要な金銭又は暗号資産の預託を受けます。詳細につきましては、後記「 <b>Ⅳ.4.金銭又は暗号資産の預託</b> 」及び「 <b>V.7.金銭の入金/暗号資産の入庫</b> 」等をご参照ください。

#### 2. 注文に関する事項

注文方法	電話 (当社の指定する通話アプリを含む) のみ ※当社所定の手続きによる本人確認をさせていただきます。 ※上記以外の方法 (例: インターネットを通じた方法、FAX、対面 (当社への訪問) 等) では注文できません。
------	--

13～14.  
(省略)

### Ⅲ. 本取引の概要

#### 1. 取引に関する事項

取引形態	当社とおお客様との間の店頭取引による取扱暗号資産の売買
取扱暗号資産	ビットコイン (BTC)、イーサリアム (ETH) ※暗号資産の詳細は別紙「取扱暗号資産概要書」をご確認ください。
取引価格の決定方法	カバー先 <u>の提示価格</u> を当社の取引価格とします。
取引時間 (日本時間)	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日(振替休日を含む)、年末年始(12月31日～1月3日)を除く) ※必要に応じて取引時間を臨時に変更する場合があります。
金銭及び暗号資産の預託	お客様は当社に対し、本取引に係るご注文の都度、当該注文に先立ち、本取引に必要な金銭又は暗号資産の預託を受けます。詳細につきましては、後記「 <b>Ⅳ.4.金銭又は暗号資産の預託</b> 」及び「 <b>V.7.金銭の入金/暗号資産の入庫</b> 」等をご参照ください。

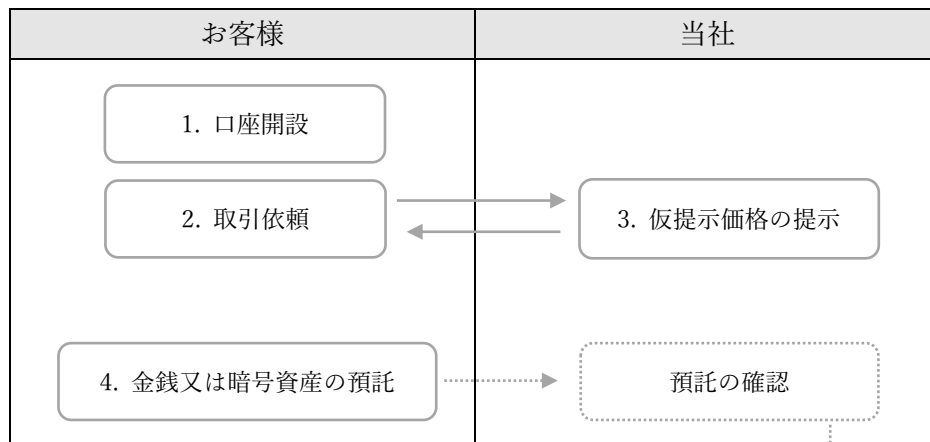
#### 2. 注文に関する事項

注文方法	電話 (当社の指定する通話アプリを含む) のみ ※当社所定の手続きによる本人確認をさせていただきます。 ※上記以外の方法 (例: インターネットを通じた方法、FAX、対面 (当社への訪問) 等) では注文できません。
------	--

注文受付時間	取引時間と同じ	
注文の種類	数量指定又は金額指定	
注文可能数量	1注文あたり日本円換算で100万円～5,000万円に相当する数量 ※お客様毎に注文可能数量に制限がございます。 ※相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合がございます。	
取引単位	数量指定	ビットコイン：0.001BTC イーサリアム：0.001ETH
	金額指定	1万円
手数料	別途定める「V.3.手数料」をご参照ください。	

#### IV. 本取引の流れ

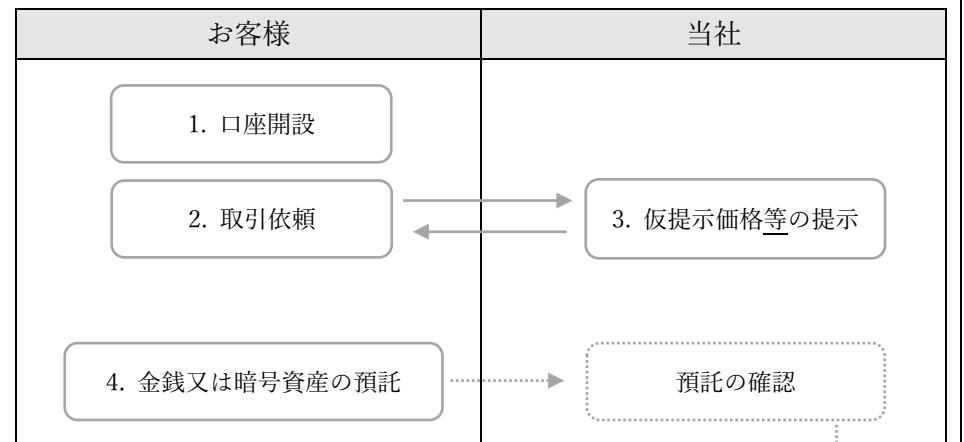
(省略)

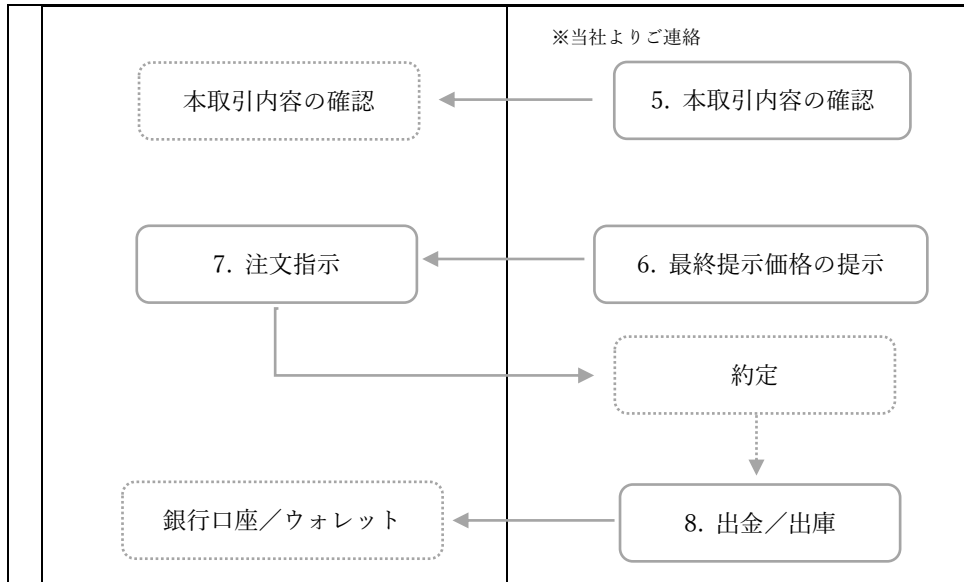


注文受付時間	取引時間と同じ	
注文の種類	数量指定又は金額指定	
注文可能数量	1注文あたり日本円換算で100万円～5,000万円に相当する数量 ※お客様毎に注文可能数量に制限がございます。 ※相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合がございます。	
取引単位	数量指定	ビットコイン：0.001BTC イーサリアム：0.001ETH
	金額指定	1万円
手数料	本取引では、取引手数料その他手数料等の支払いが必要となります。詳しくは、別途定める「V.3.手数料」をご参照ください。	

#### IV. 本取引の流れ

(省略)





(省略)

1～2.

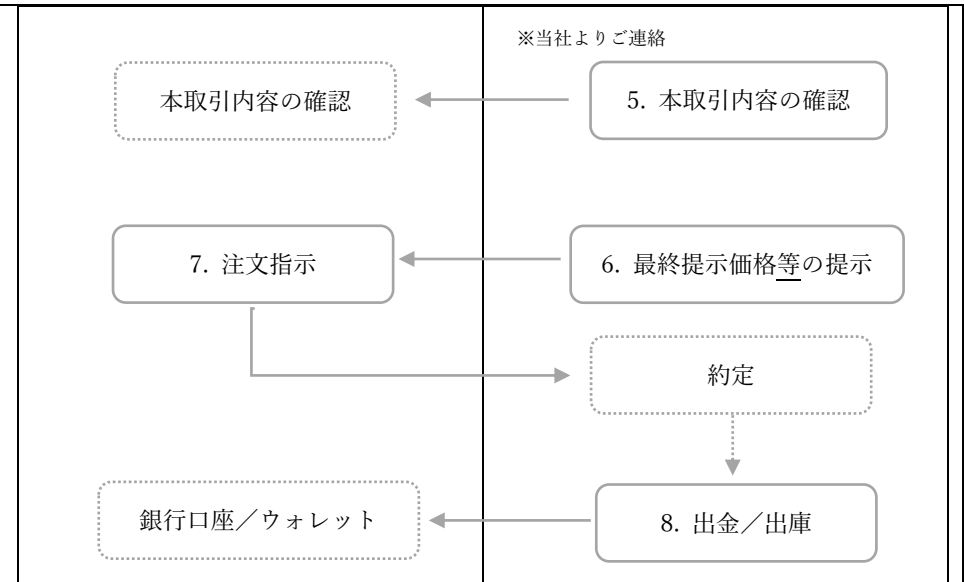
(省略)

### 3. 仮提示価格の提示

お客様より前記「2. 取引依頼」によりご依頼いただいた内容に基づき、当社はおお客様に対し、カバー先より取得した価格をもとに当社が独自に生成した価格をご参考として提示したうえで（参考として提示した当該取引価格を、以下、「仮提示価格」といいます。）、仮提示価格を基に算出した買付代金額又は売付代金額（これらを総称して、以下、「取引金額」といいます。）を提示いたします。

(省略)

※ 当社が提示する仮提示価格には手数料相当額が含まれており、その額は



(省略)

1～2.

(省略)

### 3. 仮提示価格等の提示

お客様より前記「2. 取引依頼」によりご依頼いただいた内容に基づき、当社はおお客様に対し、カバー先より取得した取引価格をご参考として提示したうえで（参考として提示した当該取引価格を、以下、「仮提示価格」といいます。）、仮提示価格を基に算出した買付代金額又は売付代金額（これらを総称して、以下、「取引金額」といいます。）、及び取引手数料額等（仮提示価格と併せて、以下、「仮提示価格等」といいます。）を提示いたします。

(省略)

(追加)

カバー先から取得した価格の0.1%~5.0%となります。

#### 4. 金銭又は暗号資産の預託

お客様は当社に対し、本取引に係る注文に先立ち、仮提示価格を参考に、暗号資産の買付に必要な金額、又は暗号資産の売付に必要な暗号資産を預託していただきます。

(省略)

#### 5. 本取引内容の確認

(省略)

本取引内容に相違がない場合には、当社より最終提示価格（後記「6. 最終提示価格の提示」で定義されます。）を提示いたします。

本取引内容に相違がある場合には、本取引内容を修正し、改めて本取引内容を確認したうえで、最終提示価格を提示いたします。

(省略)

#### 6. 最終提示価格の提示

前記「5. 本取引内容の確認」による本取引内容に基づき、当社は、再度カバー先から取得した価格をもとに当社が独自に生成した価格を最終の取引価格としてお客様に提示したうえで（当該提示した価格を、以下、「最終提示価格」といいます。）、最終提示価格を基に算出した取引金額を提示いたします。

※ 最終提示価格が、預託された金銭又は暗号資産の範囲を超える場合又は満たない場合には、注文可能な範囲での取引又は追加預託となります。追加預託をされる場合には、当社にて追加預託の確認ができ次第、改めて最終提示価格を提示いたします。

#### 4. 金銭又は暗号資産の預託

お客様は当社に対し、本取引に係る注文に先立ち、仮提示価格等を参考に、暗号資産の買付に必要な金額、又は暗号資産の売付に必要な暗号資産を預託していただきます。

(省略)

#### 5. 本取引内容の確認

(省略)

本取引内容に相違がない場合には、当社より最終提示価格等（後記「6. 最終提示価格等の提示」で定義されます。）を提示いたします。

本取引内容に相違がある場合には、本取引内容を修正し、改めて本取引内容を確認したうえで、最終提示価格等を提示いたします。

(省略)

#### 6. 最終提示価格等の提示

前記「5. 本取引内容の確認」による本取引内容に基づき、当社は、再度カバー先から取得した取引価格を最終の取引価格としてお客様に提示したうえで（当該提示した価格を、以下、「最終提示価格」といいます。）、最終提示価格を基に算出した取引金額及び取引手数料額等（最終提示価格と併せて、以下、「最終提示価格等」といいます。）を提示いたします。

※ 最終提示価格等が、預託された金銭又は暗号資産の範囲を超える場合又は満たない場合には、注文可能な範囲での取引又は追加預託となります。追加預託をされる場合には、当社にて追加預託の確認ができ次第、改めて最終提示価格等を提示いたします。

※ なお、お客様は、当社から最終提示価格の提示を受けた後、取扱暗号資産の価格変動等を考慮し、当社に対し最終提示価格の再提示を依頼することが可能です。但し、最終提示価格の再提示のご依頼につきましては、当日の営業時間内にお客様よりご連絡をお願いいたします。

## 7. 注文指示

お客様が、当社が提示した最終提示価格での取引をご希望される場合には、当社より最終提示価格を提示した時点で、当社へご注文の指示をお願いします。

(省略)

※ 取引価格は変動するため、すぐにご注文の指示をいただけない場合には改めて取引価格を取得する必要がある場合がございます。

(省略)

## 8. 出金又は出庫

最終提示価格で約定された後、当社はおお客様に対し、暗号資産の売付による当該売付代金等の金銭を出金（後記「V. 8. (1) 金銭の出金」で定義されます。以下同様です。）、又は暗号資産の買付により買い付けた取扱暗号資産を出庫（後記「V. 8. (2) 暗号資産の出庫」で定義されます。以下同様です。）いたします。

(省略)

## V. 本取引の方法

### 1. 注文方法

(省略)

※ なお、お客様は、当社から最終提示価格等の提示を受けた後、取扱暗号資産の価格変動等を考慮し、当社に対し最終提示価格等の再提示を依頼することが可能です。但し、最終提示価格等の再提示のご依頼につきましては、当日の営業時間内にお客様よりご連絡をお願いいたします。

## 7. 注文指示

お客様が、当社が提示した最終提示価格等での取引をご希望される場合には、当社より最終提示価格等を提示した時点で、当社へご注文の指示をお願いします。

(省略)

※ カバー先より取得した取引価格は変動するため、すぐにご注文の指示をいただけない場合には改めて取引価格を取得する必要がある場合がございます。

(省略)

## 8. 出金又は出庫

最終提示価格等で約定された後、当社はおお客様に対し、暗号資産の売付による当該売付代金等の金銭を出金（後記「V. 8. (1) 金銭の出金」で定義されます。以下同様です。）、又は暗号資産の買付により買い付けた取扱暗号資産を出庫（後記「V. 8. (2) 暗号資産の出庫」で定義されます。以下同様です。）いたします。

(省略)

## V. 本取引の方法

### 2. 注文方法

(省略)

<p>2. 注文の種類及び取引金額の算定</p> <p>(1) 数量指定</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 金額指定</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>※ お客様が預託した金額から買付代金額を控除した残額はお客様本人名義の金融機関口座へ返還いたします。</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>3. 手数料</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 取引手数料等</p>	<p>2. 注文の種類及び取引金額の算定</p> <p>(1) 数量指定</p> <p>(省略)</p> <p><u>なお、お客様は、取引金額のほか、当社所定の方法により算出された取引手数料（※）及びこれに対する消費税等を支払う必要があります。例えば、上記（例）の場合、合計 27,693,750 円をお支払いいただく必要があります。</u></p> <p><u>※ 取引手数料は後記「3.（1）取引手数料」記載の算定方法に従い算出されます。</u></p> <p>(2) 金額指定</p> <p>(省略)</p> <p><u>なお、お客様は、取引金額のほか、当社所定の方法により算出された取引手数料（※）及びこれに対する消費税等を支払う必要があります。例えば、上記（例）の場合、合計 4,995,952 円をお支払いいただく必要があります。</u></p> <p><u>※ お客様が預託した金額から買付代金額、並びに取引手数料及びこれに対する消費税等の合計金額を控除した残額はお客様本人名義の金融機関口座へ返還いたします。</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>※ 取引手数料は後記「3.（1）取引手数料」記載の算定方法に従い算出されます。</u></p> <p>3. 手数料</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 取引手数料</p>
--	--

(削除)

お客様は当社に対し、取引手数料として取引金額の5%をお支払いいただく必要があります。また、取引手数料については、別途消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）がかかります。

<u>暗号資産の買付</u>	<u>取引金額（買付代金額）</u> <u>＝お客様が購入する取扱暗号資産の約定価格×</u> <u>当該購入数量</u>
<u>暗号資産の売付</u>	<u>取引金額（売付代金額）</u> <u>＝お客様が売却する取扱暗号資産の約定価格×</u> <u>当該売却数量</u>

また、取引手数料の支払方法は、(i) 暗号資産の買付の場合、買付代金額とともにお客様が事前預託した金額から控除する方法、(ii) 暗号資産の売付の場合、当社がお客様に支払う売付代金額から控除する方法により、それぞれ行われるものとします。

なお、本取引にかかる「取引金額」は、次のとおり算出されるものとします。

① 「数量指定」による注文方法の場合

② 「金額指定」による注文方法の場合

取引金額＝お客様が指定した金額

本取引に係る取引手数料は無料となります。

ただし、当社が提示する最終提示価格は手数料相当額を反映した価格であり、その手数料相当額はカバー先から取得した価格の0.1%~5.0%となります。

(追加)



<p>(2)～(3) (省略)</p> <p>4. 取引金額の端数 取引金額について、1円未満は切り捨てとなります。 (省略)</p> <p>5. 取引限度額 (省略)</p> <p>6. 注文の変更・取消 (省略) ※ 当社より提示した最終提示価格がお客様のご希望に合わない場合には、注文指示前であれば、本取引をキャンセルすることは可能です。 (省略)</p> <p>7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託） (省略) (1)暗号資産の「買付」に必要な金銭の入金 お客様は当社に対し、仮提示価格を参考に、お客様ご自身が取扱暗号資産の購入に必要と合理的に算定した買付代金（日本円）を、当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により事前に当社に預託するものとします。なお、お振込手数料はお客様の負担となります。</p> <p>当該買付代金の支払は、お客様が事前預託した金額から控除する方法によ</p>	<p>(2)～(3) (省略)</p> <p>4. <u>取引金額及び取引手数料の端数</u> <u>取引金額及び取引手数料</u>について、1円未満は切り捨てとなります。 (省略)</p> <p>5. 取引限度額 (省略)</p> <p>6. 注文の変更・取消 (省略) ※ 当社より提示した最終提示価格等がお客様のご希望に合わない場合には、注文指示前であれば、本取引をキャンセルすることは可能です。 (省略)</p> <p>7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託） (省略) (1)暗号資産の「買付」に必要な金銭の入金 お客様は当社に対し、仮提示価格等を参考に、お客様ご自身が取扱暗号資産の購入に必要と合理的に算定した買付代金、<u>並びに取引手数料及びこれに対する消費税等の合計金額</u>（日本円）を、当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により事前に当社に預託するものとします。なお、お振込手数料はお客様の負担となります。</p> <p>当該買付代金、<u>並びに取引手数料及びこれに対する消費税等</u>の支払は、お</p>
---	---

り行われますが、取扱暗号資産の価格の変動により、仮提示価格と最終提示価格に差異が生じる可能性がございます。

(省略)

### (2) 暗号資産の「売付」に必要な暗号資産の入庫

お客様は当社に対し、仮提示価格を参考に、お客様ご自身が取扱暗号資産の売却に必要と合理的に算定した当該暗号資産の数量を、当社指定のウォレットアドレスに送付する方法により、事前に当社に預託するものとします。なお、当該入庫に係る手数料はお客様の負担とします。

当該売却する取扱暗号資産の引渡しは、お客様が預託した取扱暗号資産の数量から控除する方法により行われますが、取扱暗号資産の価格の変動により、仮提示価格と最終提示価格に差異が生じる可能性がございます。

(省略)

### (3) 留意点

(省略)

## 8. 金銭の出金／暗号資産の出庫

(省略)

### (1) 金銭の出金

お客様が事前預託した金額から控除する方法により行われますが、取扱暗号資産の価格の変動により、仮提示価格等と最終提示価格等に差異が生じる可能性がございます。

(省略)

### (2) 暗号資産の「売付」に必要な暗号資産の入庫

お客様は当社に対し、仮提示価格等を参考に、お客様ご自身が取扱暗号資産の売却に必要と合理的に算定した当該暗号資産の数量を、当社指定のウォレットアドレスに送付する方法により、事前に当社に預託するものとします。なお、当該入庫に係る手数料はお客様の負担とします。

当該売却する取扱暗号資産の引渡しは、お客様が預託した取扱暗号資産の数量から控除する方法により行われますが、取扱暗号資産の価格の変動により、仮提示価格等と最終提示価格等に差異が生じる可能性がございます。

(省略)

### (3) 留意点

(省略)

## 8. 金銭の出金／暗号資産の出庫

(省略)

### (1) 金銭の出金

(省略)

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、お客様が預託した金額から当該買付代金額を控除した残額があるときは、当該残額
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、売付代金額  
(省略)

(省略)

(2) 暗号資産の出庫

(省略)

9. 本取引の一時中断

(省略)

② カバー先から取得する価格が、市場実勢より大幅に乖離していると当社が判断した場合

(省略)

本取引の再開は、①②については、カバー先から有効な価格の提示を継続的かつ安定的に受けることを確認し、当該価格が市場実勢から大幅に乖離していないものであると当社が判断した場合、③については、後記「16.

(2)③業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準」に基づく判断がなされた場合、④については当該障害等が解消されたときに、本取引を再開します。

(省略)

(省略)

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、お客様が預託した金額から当該買付代金額、並びに取引手数料及びこれに対する消費税等の合計金額を控除した残額があるときは、当該残額
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、売付代金額から取引手数料及びこれに対する消費税等を控除した金額  
(省略)

(省略)

(2) 暗号資産の出庫

(省略)

9. 本取引の一時中断

(省略)

② カバー先からの提示価格が、市場実勢より大幅に乖離していると当社が判断した場合

(省略)

本取引の再開は、①②については、カバー先から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることを確認し、当該価格が市場実勢から大幅に乖離していないものであると当社が判断した場合、③については、後記「16.

(2)③業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準」に基づく判断がなされた場合、④については当該障害等が解消されたときに、本取引を再開します。

(省略)

## 10. カバー取引

当社は、本取引に関し、価格変動リスクを回避するために、原則として、当社が契約する下記のカバー先との間でカバー取引を行います。

### 【商号又は名称】

- ・ ビットトレード株式会社
- ・ SBI VC トレード株式会社
- ・ オーケーコイン・ジャパン株式会社
- ・ B2C2 Overseas Ltd.

## 11. 公正な取引価格を提示するための方針・仕組み

当社は、前記「10. カバー取引」に記載するカバー先から取得した価格をもとに当社が独自に生成した価格を当社の取引価格としてお客様へ提示いたします。

当社は、お客様へ提示する取引価格及びカバー先から取得した価格について価格、実勢価格との比較を行います。これらの価格が実勢価格より大幅に乖離する場合には、お客様への取引価格の提示を停止する措置（本項「(3) 取引価格の実勢価格からの乖離防止」に記載されます。）をとることをしています。

### (1) カバー先からの取引価格の取得について

複数のカバー先から取得した価格をもとに当社で生成した独自の取引価格をお客様に提示しています。

## 10. カバー取引

当社は、本取引に関し、価格変動リスクを回避するために、原則として、当社が契約する下記のカバー先との間でカバー取引を行います。

### 【商号又は名称】

- ・ フォビジャパン株式会社
- ・ SBI VC トレード株式会社
- ・ オーケーコイン・ジャパン株式会社
- ・ B2C2 Overseas Ltd.

## 11. 公正な取引価格を提示するための方針・仕組み

当社は、前記「10. カバー取引」に記載するカバー先から提示された価格を当社の取引価格としてお客様へ提示いたします。

お客様へ提示する取引価格について、国内のカバー先以外のカバー先から取引価格の提示を受ける場合、これらの取引価格と実勢価格との比較を行います。取引価格が実勢価格より大幅に乖離する場合には、取引価格の提示を停止する措置（本項「(3) 取引価格の実勢価格からの乖離防止」に記載されます。）をとることをしています。

### (1) カバー先からの取引価格の取得について

当社は、取扱暗号資産の取引量が多いカバー先より価格の照会を行い、最良の取引価格を取得するよう努めます。

カバー先への照会は、取引量をもとに価格の照会順位を決定し、順位に従い価格の照会を行います。高順位のカバー先（取引量の多いカバー先）より価格が提示された場合には、当該価格を当社の取引価格とし、下位の順

(2) すべてのカバー先から価格を取得できない場合

すべてのカバー先から価格を取得できない場合には、注文受付及び約定処理等を停止させていただきます。カバー先から有効な価格の提示を継続的かつ安定的に受けることを確認し、当該価格が市場実勢から大幅に乖離していないものであると当社が判断した場合に、注文受付及び約定処理等を再開します。

(3) 取引価格の実勢価格からの乖離防止

また、カバー先から取得した価格及びお客様へ提示する取引価格について実勢価格との比較を行い、これらの価格が実勢価格より5%以上乖離する場合には、お客様への取引価格の提示を停止する、注文受付及び約定処理を一時中止する等の措置をとります。カバー先から有効な価格の提示を継続的かつ安定的に受けることを確認し、当該価格が市場実勢から大幅に乖離していないものであると当社が判断した場合に、注文受付及び約定処理等を再開します。

12. 当社とお客様との間の利益相反を防止又は軽減させるために講じる措置の内容

当社は、利益相反の防止のため、当社内でディーリングを行っておりません。また、本取引は、当社とお客様が相対する形で行われますが、実勢価格との比較を通じて、常時カバー先から取得する価格の適切性に関する検証を行っています。

13～19.

位のカバー先への価格照会は行いません。

(2) すべてのカバー先より価格の提示が受けられない場合

すべてのカバー先からの取引価格の提示を受けられない場合には、カバー先から取引価格の提示が再開されるまでの間、注文受付及び約定処理等を停止させていただきます。

(3) 取引価格の実勢価格からの乖離防止

上記(1)において取得した取引価格と実勢価格の比較を行い、取引価格が実勢価格より5%以上乖離する場合には、取引価格の提示を停止する、注文受付及び約定処理を一時中止する等の措置をとります。

12. 当社とお客様との間の利益相反を防止又は軽減させるために講じる措置の内容

当社は、利益相反の防止のため、当社内でディーリングを行っておりません。また、本取引は、当社とお客様が相対する形で行われますが、実勢価格との比較を通じて、常時カバー先から提示される取引価格の適切性に関する検証を行っています。

13～19.

(省略)

2021年9月13日 制定  
2021年10月25日 改定  
2022年3月31日 改定  
2022年9月30日 改定  
2022年10月31日 改定  
2022年12月19日 改定  
2023年2月1日 改定  
2023年3月1日 改定  
2023年6月1日 改定  
2023年6月19日 改定  
2023年11月1日 改定  
2023年11月21日 改定

(省略)

2021年9月13日 制定  
2021年10月25日 改定  
2022年3月31日 改定  
2022年9月30日 改定  
2022年10月31日 改定  
2022年12月19日 改定  
2023年2月1日 改定  
2023年3月1日 改定  
2023年6月1日 改定  
2023年6月19日 改定  
2023年11月1日 改定  
(追加)